

## 第1回橋本市立三石保育園指定管理者選定委員会

令和4年9月28日

司会： 皆様、こんばんは。定刻よりも少し早いですけれども、皆様お集まりいただきましたので、始めさせていただきますと思います。

今日はお忙しい中、また夜分のお疲れのところ、ご出席を賜り、ありがとうございます。それでは、ただいまより、橋本市三石保育園指定管理者選定委員会を開会させていただきます。

本日、議長が決まるまでの間、司会をさせていただきますことも課保育幼稚園係、係長〇〇と申します。よろしく願いいたします。

開会にあたり、副市長よりご挨拶を申し上げます。

副市長： みなさんこんばんは。副市長の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は第1回目の三石保育園の指定管理選定委員会で、委員の皆様には快くお引き受けいただきましてありがとうございます。また、本日、日中お疲れのところご出席いただきましてありがとうございます。

三石保育園ですけれど、私事ながら実は10年ほど前、幼保一元化整備室というところで室長補佐をしておりまして、その時この三石保育園の建設と指定管理者の選定を担当しておりましたのが実は私でございまして、その当時大分苦勞して立ち上げたのですが、非常になつかしく思います。

本日は、選定委員会にあたりまして市長が出席させていただいてご挨拶すべきところですが、本日より東京の方へ出張しておりまして不在となっております。市長の方から挨拶を預かっておりますので、代読させていただきます。

三石保育園指定管理者選定委員会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。皆様方におかれましては、このたび本選定委員会の委員委嘱にご承引をいただき、誠にありがとうございます。また本日は、大変お忙しい中にも関わりませず、第1回目の本委員会にご出席をいただき、ありがとうございます。

早いもので、橋本市立三石保育園は、本年度で開園10年目を迎えることとなりました。かつては、旧園舎が和歌山県の土砂災害マップにより危険箇所であることが指摘され、現在の安全な場所に施設が移転した経緯が、この園にはございます。園の運営にあたっては、民間活力を導入し、本市が提供してきた保育を基本としながらも、公立とは違った特色のある保育を提供していくことを目指し取り組んでまいりました。

本市は、緩やかに出生数が減少しており、少子高齢化が進んでいます。この少子化対策の一環として、よりよい保育サービスを次年度以降も提供できる運営法人を指定管理者として、審査選定することが求められています。そのためにも委員皆様

方のお力をお借りし、本日、そして来月と2回にわたり三石保育園指定管理者の選定委員会を行うことになりました。

10月からは令和5年度の新入園児の募集が始まります。どうか子どもたちにとって望ましく、より素晴らしい法人を審査していただき、指定管理の候補者を選んでいただきますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

令和4年9月28日

橋本市長 平木哲朗

代読でございます。

司会： ありがとうございます。

次に、委嘱状の交付をとり行わせていただきます。

本来ならば、一人一人の委員の皆様方に直接お渡ししなければいけないところではございますが、時間の関係上、委員の皆様を代表いたしまして、〇〇様に委嘱状を交付させていただきたいと思っております。

なお、皆様の委嘱状についてはすでにお手元に配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは〇〇様、恐れ入りますが、前の方へ、よろしく願い申し上げます。

副市長： 委嘱状、〇〇。三石保育園指定管理者選定委員会委員に委嘱します。委嘱期間は令和4年12月31日までとします。

令和4年9月28日 橋本市長 平木哲朗

どうぞ、よろしく願いいたします。

司会： ありがとうございます。

それでは、各委員の皆様におかれましては、今後ともどうぞよろしく願いいたします。なお、副市長におきましては、他の公務の都合上、この場において、退席とさせていただきます。

副市長： どうぞよろしく願いいたします。

司会： それでは引き続きまして、委員会を進めさせていただきます。

座って失礼いたします。まずここで、配布資料の確認を担当よりさせていただきます。

事務局： まずお手元の資料の確認をさせていただきます。

机の上に、次第のあと資料一覧といたしまして、会議次第、それから、2枚目に委員の名簿。3枚目に、別紙1としまして、橋本市指定管理者選定委員会の条例。4枚目に、第2回選定委員会の次第の案。5枚目に別紙3としまして、現地視察の案内について、入れさせてもらっております。

それから次に、資料になります。まず、申請資料ということで薄紫の別冊の申請書類一式がまずございます。それに伴いまして、右上に、資料1としまして、今回の募集要項。これがホッチキス留めで5枚にわたっております。それから、資料2としまして、これが大事なのですが、本選定委員会の審査基準の考え方になります。

それから2枚めくっていただきまして、A4の横版になります。資料3としまして、審査表、(個別集計)見本となっております。こちらは、また後程説明させていただきます。

その次に、資料の4ということで、こちらもA4の横版で、ホッチキス留めで4枚にわたって留めさせてもらっております。これは実際に指定管理の指定を受けた法人さんが、橋本市と指定管理の契約を交わしての中身の仕様書となります。

それから、これは丸秘となっておりますが、A4の横版で、社会福祉法人萬年青友の会、三石保育園の財政状況に関する分析資料を、3枚にわたりまして、つけさせてもらっております。こちらにつきましても後程説明いたします。

最後に、資料の6ということで、三石保育園の保護者様の実際のアンケート、過去5年間の数値的な集約と、それから、昨年度、令和3年度の項目における詳細なアンケート結果の方を、添付させてもらっております。資料につきましては、以上でございます。

この資料につきましては、資料1から6、それと紫色のファイル一式につきましては、他のすべての書類もそうなのですが、次の会議にも持ってきていただきたいです。

この資料と紫のファイルにつきましては、この審査会が終わったら、個人情報等入っておりますので返却をいただく形にはなりますので、よろしくお願いいたします。

司会： それでは、皆様の方に資料がそろっているということで、次に進めさせていただきます。本日の選定委員会は非公開でさせていただいておりますが、議事録については公開をさせていただく予定です。ただし、この資料の中に個人情報に関する部分がたくさんございます。それにつきましては、非公開として事務局で校正し、後程、こちらの方で指名させていただきます議事録署名委員の方にご確認いただいた上で公開する予定となっております。

なお、議事録を作成するため、ICシステムにより、本委員会について、録音をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。つきましては、この後の委員会でご発言をいただく場合は、先ほどの名簿、資料の中にありました名簿の方にお名前の左手、左のところに番号を付しております。その番号を言ってから発言をお願いしたいと思います。番号は6番委員までそれぞれ入っておりますので、その番号でよろしくお願いいたします。

次に、別紙1の橋本市指定管理者選定委員会条例をご覧ください。第7条に、秘密保持の項目がございます。委員に配布させていただいております法人の書類については、個人情報がたくさん入っております。書類の保管、漏えいなど、取り扱いにつきましては、十分注意をしていただきますようお願いいたします。そして、10月23日の第2回選定審査会にもご持参いただきまして、委員会終了後、事務局の方に返却していただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、委員の皆様のご紹介に移らせていただきたいと思います。本日初めての選定審査会でありますので、申し訳ありませんが、自己紹介でお願いしたいと思います。それでは1番の〇〇委員の方からよろしくお願いいたします。

1番委員： 1番の〇〇です。〇大学〇〇学部の〇〇コースで教員をしております。子ども子育て会議というところにも、携わらせていただいている、橋本市の子どもに対する温かいまなざしを常に感じています。よろしくお願いいたします。

2番委員： 2番の〇〇です。私も同じく子ども子育て会議の委員というところから参りました。私自身女の子3人子どもがおりまして、一番下でももう小一になりましたので、ちょっと幼稚園から離れて半年ちょっとですかね、ちょっとずつ、幼稚園の形式も変わってるとお聞きしておりますので、またいろいろ勉強させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

3番委員： 3番の〇〇です。私も子ども子育て会議委員から来ました。今、私、娘が1人いるのですが、娘が小学一年生で、実は去年まで〇〇保育園にいました。よろしくお願いいたします。

4番委員： 4番の〇〇と申します。私、〇〇保育園の保護者会の会長をしております、今子ども2人おるのですが、その2人とも今三石保育園でお世話になっておまして、園で、いろんな生活をしている上でも良いところ悪いところを見ているのでこの選定委員会で生かせたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

5番委員： こんにちは。5番〇〇です。これを言ったら、年がわかるのですが、公立保育園で40年、それからこども園で5年、今はどういうわけか県の方で、和歌山県に依頼がありましたら、保育園、こども園、幼稚園の方へ回らせていただいて、かわいい子どもさんたちと先生に、こんなふうにした方がいいよっていうアドバイスをさせていただいて一緒に勉強しています。よろしくお願いいたします。

6番委員： 6番委員の〇〇と申します。私も保育園の保護者会長とか、PTA会長とか、学校のPTA会長もしたこともありますので、その辺の経験、今にはちょっと繋がらないところも多々あるんですけども、生かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会： どうも、ありがとうございます。続いて、事務局の紹介をさせていただきます。

橋本市健康福祉部こども課課長〇〇でございます。

同じくこども課主幹、〇〇でございます。

同じくこども課主幹、〇〇でございます。

同じく、私、こども課、保育幼稚園係長、〇〇と申します。

よろしくお願いいたします。

なお本日は、こども課長補佐の〇〇については諸事情により欠席させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは次に5番目。議事録署名委員の指名について、事務局の方から指名させていただきます。2番、〇〇委員。3番、〇〇委員のお2人をお願いした

と思いますので、拍手をもって、ご承認をお願いいたします。ありがとうございます。〇〇委員、〇〇委員、どうかよろしくをお願いいたします。

続きまして、委員長及び副委員長の選任に入らせていただきたいと思います。委員長及び副委員長につきましては、先ほどの選定委員会条例の第5条第1項の規定により、委員長、副委員長の選出を行う必要がございます。

選出につきましては、委員の中から互選という、規定になっておりますが、どのように選出いたしましょうか。

2番委員： 事務局一任でお願いします。

司会： ありがとうございます。では事務局一任ということですので、事務局からご指名させていただきます。専門的な見地から助言をいただきながら、本委員会を進めた方が良く思われますので、委員長は〇〇委員をお願いしたいと思います。

ここで、〇〇委員のプロフィールを簡単にご紹介させていただきます。

〇〇先生は、現在、〇〇大学〇〇学部において准教授をされております。特別支援教育と障害者福祉を専門に研究をされており、本市の子ども・子育て支援会議の委員長をしていただいております。本市の保育教育に非常に深い繋がり関係を持っていただいているところでございます。

続きまして、副委員長には、これまで約40年間にわたり、保育士として勤められ、豊富な実績、実務経験を持っておられる〇〇委員をお願いしたいと思います。それでは拍手をもって、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

(拍手あり)

ありがとうございます。また、本審査会の議事進行につきましては、条例の第6条第1項に規定されていますように、委員長が議長となっておりますので、〇〇委員長をお願いいたします。

それでは、前の席の方に、よろしく申し上げます。それでは、まず、〇〇委員長にご挨拶をいただき、引き続き議事に入らせていただきたいと思います。委員長、よろしく申し上げます。

委員長： 改めまして〇〇と申します。よろしく申し上げます。私も、〇〇が地元で〇〇保育園に通っていました。今、もう30年40年前のことなのですが、民間委託であったり、官事業の参入とかっていうところで多様な形での保育っていうようなところが橋本市でも行われるようになっていきます。

その中で最近では、バスに置き去りにされた保育園児の件が2件ぐらいあったんじゃないかなというふうに思います。そういった子どもの安心安全っていうことを考えていくっていったときに、どういった、管理者を選定するのかっていうところについてはとても大事なことだと思います。

こういった点で今回1件の審査っていうところになるのですが、皆様方のご意見、今、子育てされている中でのご意見とか出し合って、より良い委員会にできたらなというふうに思っております。ご協力よろしく申し上げます。

1、経過及び概要説明と、応募者申請者についてということで、事務局の方からお願いいたします。

事務局： はい。それでは、私の方より、経過及び概要説明をさせていただきます。今頃すいませんちょっと座って説明させていただきます申し訳ございません。

橋本市の乳幼児につきましては、年々減少しております。0歳から5歳の人口は、平成19年度末は約3270人でありましたが、今年の4月で約2280人となり、この15年間で約990人、約30%の子どもの数が減少しております。この傾向につきましては、まだまだ今後も続くということで、国立社会保障人口問題研究所の推計におきましても、相当、乳幼児の減少が予想されております。ついては、このような少子化の時代におきましても、健全な育成環境の整備とともに、質の高い養育機会を提供することが重要であると考えております。

そのため、本市は、これまで公設民営の保育園とこども園の更新につきましては、指定管理条例の特例措置というのを適用していたんですけれども、今回より指定管理期間が、満了する際には、原則により公募を行いまして、指定管理にふさわしい運営法人を審査選定していく方針でございます。そして、本委員会は、三石保育園指定管理者の3期目の候補を選定するための審査を行っていただくこととなります。

このたびの指定管理者の公募では1法人のみの申請でございました。それぞれの見地から十分にご検討いただきまして、保育園を運営するのにふさわしい指定管理者の候補者かどうかを審査していただく形になりますので、よろしく願いいたします。

続きまして応募者についての説明に入らせてもらいます。応募者、申請者につきましては、先ほども申し上げましたが、現在指定管理者の社会福祉法人萬年青友の会の1法人となりました。事実上の継続申請の審議となります。

同法人は、兵庫県宝塚市に拠点を構えておりますが、本三石保育園を含めて、小規模園であったり、学童保育を含めて、9つの施設を現在運営しておられます。

理事長は〇〇さん。現園長は〇〇さんでございます。

以上でございます。

委員長： ありがとうございます。経過及び概要説明と、応募者申請者についてということについてのご説明がありましたが、何かこの件につきましてのご質問であったりとか、委員の皆様から、大丈夫ですかね。はい。3期目で継続申請ということで、ということの説明がありました。

では、次に、審査基準についてということで、はい。初めてですねこういう審査にかけるは、今回が、初めてのことになります。

事務局： それでは事務局より、審査基準につきまして、お手元の資料2、中ほどにあります、資料2の、三石保育園指定管理者選定委員会、審査基準の考え方の方を、見ていただけますでしょうか。

併せまして、その次に、2枚めくっていただきますと、A4の横版で審査表というのがありますので、この審査表を、できればちょっと外していただいて、右に見て

いただきながら、この審査基準の考え方を聞いていただけたらありがたいかなと思います。

本市選定委員会の審査基準の考え方というところですが、審査基準につきましては、募集要項におきましても示していましたが、若干変更した項目設定となっております。7つの基本項目と、13の小項目を設定しております。

一覧となったのが資料3になります。

まず、1点目としまして、保育理念、運営方針と、保育の提供能力に25点を配分しております。

ここが一番大事なところになってくるんですけれども、2番目に、指定管理業務を安定して行う運営力が同じく25点。

3番目に、給食、食事提供が10点となっております。

4番目に、安全面、衛生面、健康管理面の体制が10点。

5番目、子ども子育て支援事業等の取り組みが10点。

6番目に、関係機関や地域との連携が10点。

そして7番目に、保護者アンケート含むその他が10点となっております。7項目で、合計が100点となっております。

続きまして各基準項目の小項目について説明いたします。まず1番目の保育理念・運営方針と保育の提供能力。25点の下に、一つ目の小項目としまして保育理念及び運営方針についてが15点。その小項目の下に審査していく上での主眼点を示しております。保育の理念及び運営方針は適切か。それと保育目標や運営方針及び指導計画が、良質な保育を提供できる内容となっているか。申請書にある提案内容に関する記述の各様式、或いは添付書資料を参照していただきまして、評価していただきたいと考えております。

この隅付き括弧、見ていただきますように例えば(1)、15点の下に、申請書の申②、事業計画書って小さい字で書いてあるんですけども、こちらはこの薄紫のファイルのインデックスの②というのが、申請書の②に当たります。

その隣に申請書の⑤って書いてありますので、この審査項目は、申請者のこの部分に当たりますよというところを、リンクさせていただくような形で示してございまして、この部分を総括的に、この項目の書類審査をしていただけるという流れになってございます。

(2)の2点目の、法人の提供能力につきまして10点配分しておりますが、保育運営に相応しい法人の理念を持っているか。経営実態は健全か、保護者との信頼関係の構築についての考え方はどうか。こういった内容につきましても、例えば申請書の中に、インデックスの⑨番、法人の概要という資料がありますので、そちらを見ていただきたいというふうに考えております。

続いて、ページ裏面になります。2番目の指定管理業務を安定して行う運営力。というところなんですけれども、25点の内訳ですが、小項目といたしまして、管理運営、人員配置及び人材育成、保育の質の確保、向上への取組についてが15点。内容

としましては、適切な人員配置体制となっているか。緊急事態に対応可能な体制となっているか、職員の指導育成研修体制は十分か。こういった内容につきまして、これも申請書の中にあります。

インデックス②の様式の 2、事業計画書でありますとか、それと研修の実績等につきましても、インデックス 11 のところに、資料を添付してございますので、見ていただきたいと思えます。

それと、法人の財務状況及び類似施設の経営状況で 10 点。これにつきましては、毎年、法人の指導監査をこども課の方で行っておりますので、後程この財務内容につきましては、改めて説明させていただきたいと思えます。合計でこれが 25 点となっております。

一番大事なところですのでこの 2 つの項目で、もうほぼ 50 点となりますが、当然保育理念は大事であって、2 点目は保育士さんの確保であったり、そういったところも大事になってきますが、まずこの部分がポイント部分と、大きなところとなっております。

続いて 3 番目には、給食です。給食につきましては平成 17 年に食育基本法が制定されまして、平成 20 年に改訂された保育所保育指針にも食育の推進を掲げているということを反映しまして、給食につきましては、食育の部分を取り入れて 10 点という配点にしております。内訳としまして、1 点目の小項目が、保育理念に基づいた食育計画や給食提供について、或いは目指す子ども像への給食の取組や考え方は適切か。食育の活動や行事についての配慮が適切か。献立やサンプルについてなど、保護者に給食の情報を与えているかということで、まず 5 点。

2 点目に、乳幼児の発育、発達に応じた食事提供について、年齢や個人差に応じた食具、或いは、食材等の提供方法は適切か。或いは、食物アレルギーをお持ちのお子さんについての対応の考え方はどうか。というところ、落ち着いて食事できる環境となっているか、そういったところを見ていただいたので、5 点となっております。これにつきましては、インデックスの②、事業計画、またインデックス 11 のカタカナのエ、或いはコなどに記載されておりますので、そちらを参考にさせていただければと思えます。

それから 4 番の、安全面、衛生面、健康管理体制のところなんですけど、先ほど委員長のご挨拶にもありました。最近、痛ましい事故がありましたので、ここの部分、当初からちょっと変更しまして、点数に 10 点の中の 5 点ということを入れてございます。いわゆる危機管理、防災、防犯、事故防止の対策について、園は反映して取り組んでいるかというところを見ていただきたいので 5 点。

それから、保健衛生、健康管理、感染症対策。今で言いますと、新型コロナウイルスの感染症の対策をとっているか。或いは、子どものけが、病気、熱中症、応急処置の認識対応は適切か。或いは、健康診断等を実施しているか、そういったところを見ていただきたいと思えます。あわせて、10 点となります。

それから、5 番目に、子ども・子育て支援事業計画の取組ということで、こちら



は、いわゆる延長保育であったり、一時預かりの一般型、これは三石保育園、2年前から取り組んでいただいているんですけども、或いは園庭開放、そういった支援事業ですね。単なる子どもさんを基本時間預かるだけではなくて、時間外保育であったり、子育てのニーズにマッチした事業を展開しているか。それから、橋本市が力を入れております、発達支援保育事業、加配を必要とするお子さんに対して、必要以上の先生を配置して、或いは1歳児に対しては、国基準が6対1という配置なんですけども、橋本市は4対1を推奨しておりますので、こういった体制をとっているかということを見ていただきたいと思います。こちらも含めて10点という形になります。

そして6番目に、関係機関や地域との連携ということで、橋本市のこども課、或いは隣のハートブリッジ、或いは教育委員会、或いは医療機関であったり、園医さん、保健所など、連携をとっているか、これが5点。

それから、地域との連携につきましても、自治会や小学校、他のこども園や幼稚園、或いは公民館や共育コミュニティの連携や交流を、そちらの方もとっているかということで、子どもさんを小学校につなげることは大事なことです、こちら5点ということで、合わせて10点という形にしております。

そして、これもリアルなことなんですけども、保護者さんのアンケート、これも正直に掲載させていただきました。後で回収をさせていただくんですけども、実際に、この法人さんにお子さんを預けられた保護者さんからの回答いただいた分になるんですけども、アンケートをそのまま数字を出させてもらっておりますので、卒園児を含めましてですね、この過去5年間にわたってどういった形で、保護者さんが園を見ていたかっていうのを見ていただけるかなと思います。こちらも含めて10点ということで、合計これが100点となります。

採点につきましては、小項目ごとに水準の真ん中の3としまして、優るが5点。やや優るが4点、普通が3点。やや劣るが2点。劣るが1点ということで点数化しております。ただし、重点項目は、点数を2倍3倍としております。各項目の中の小項目の点数は、基本的に5点満点ですが、重点項目で15点のところは3倍にしているということです。

それは様式3の別紙3のですね、A4の横版見ていただいたらわかるのかなと思うんですけども、書類審査なんですけども、採点方法につきましては、本日、多くの資料をお渡ししております。法人さんから提出された申請書類により、審査をしていただくわけなんですけども、法人の概要というのがまず把握していただけるかなと思います。

そして、次の第2回の選定委員会で法人さんからプレゼンテーションをしていただきますので、流れとしましては、書類審査で、この見本の様式に鉛筆で、下書きっていいですか、書類審査していただけたところまずしていただいて、プレゼンいただいて、聞いていただいて、質疑応答の上で、点数がそこで審査員の点数が決まるかなというそういうイメージで、この3週間を考えていただけたらと思います。

審査基準の考え方につきましては、以上でございます。

それからA4のですね、資料3、横版なんですけれども、感触つかんでいただけないかなと思うんですけども実は法人が、1法人しかないんですけども、各委員さんの審査の点数の平均点が、60点未満でありますと、必然的に不合格となってしまいます。ですので、60点以上で、複数の法人さんが手を挙げられたら、点数の高い方を候補者として押すんですけども、一社としましても、ここで確定ではなく、審査の上で、60点以上がなければ、通りませんということで、そこで慎重な審査をお願いしたいということで、よろしく願いいたします。審査の基準の考え方につきましては以上でございます。よろしく願いします。

委員長：　ここで質問事項やご意見等をお取りしてもよろしいですか。事務局の方へ。その審査の考え方ということについてご説明していただきました。〇〇委員どうぞ。

2番委員：　2番〇〇です。今のお話ですと、そのプレゼンテーションする前までに、自分たちでこれを読み込んで、ある程度把握した上で、プレゼンテーションを聞いて、確定するという認識でよろしいでしょうか。

委員長：　はい。どうぞ。

事務局：　はい。今までのちょっと流れもありまして、なかなか難しいと思いますので、この書類審査を3週間、お預かりしていただく形になりますので、イメージとして、できてるなっていう部分ですね、そういった部分をまず下書きしてもらった方が、当日、プレゼンをいわゆる、よく聞いていただけるかなっていうのがあって、あらかじめ書類審査をしていただいたら、こういったところ質問に聞きたいというところがインプット先にされてくると思いますので、次の質疑応答が、非常に効果的かなと思いますのでそのようにしていただけたらありがたいと考えております。

委員長：　現地視察っていうのも設定されてるということで、はい。

事務局：　あります。それも考えております。

委員長：　書類を持ち帰って、この審査項目に合わせて、あらかじめ、見ていただいた上で審査という流れになろうかと思えます。よろしいでしょうか。審査基準について、こういう項目があってもいいなとか、はい。

委員長：　6番委員お願いします。

6番委員：　はい。6番〇〇です。標準的な普通だと思うのはそしたら6割ぐらいでよろしいんでしょうかっていうのと、仮に満点とかっていうのは素晴らしいというところはあって嬉しいことなんですけど、それはあまりないというイメージでよろしいんでしょうか。また、0点もないはずですけども、大体6割、8割から、5割ぐらいに収まるのかなと思ったりもするんですけども、その配点する段階での、イメージを教えてください。

委員長：　はい。

事務局：　はい。審査員の方で、審査のいわゆる視点は、絶対異なると思うんですけども、標準を3点としていただければありがたいです。やっぱり、こういう言い方をしたら失礼なんですけど、厳しい方であったり、できて当たり前だろうっていう方の水

準と、これだけ保育士さん頑張ってくれてるんだよという方と若干ずれがあるかと思うんですけど、ですので、今回は6名の審査員の方の平均をとらせていただきます。ですので、標準を3とおいていただいて、5点取れたら、こしたことないと思うんですけど、なかなか評価で5なんか難しい配点じゃないかなと思います、そういったところは、厳しく見ていただきたいと思います。

委員長： 区分よろしいでしょうか。通常3点として、書類であったりとか、現地視察っていうところで、点数化していくっていう、最終の点数は全員の委員の平均点っていうところでそれが6割を、超えているかっていうことが、指定するための条件となるということだと思います。

5番委員： 5番です。すいません。給食のところで、乳幼児期の発育、発達の食事提供で、乳幼児期の未満児さんかな。2歳児は、今も幼児に入ってるのかな。どうなんですか橋本は。この時に0、1歳にとかの離乳食とか、それはOKですよって、点数は高くつけると。それで、幼児期やったら、もう一品、給食足してあげたりとかって、もし判断したら、このところも、どういうふうに点数つけたらいいかなと思うんです。

事務局： 各年齢、月別に献立表が個々に作成されておると思いますので、どういう内容で提供されているのかっていうのを見ていただければ、いいかなと思います。先ほどもちょっと説明あったように、年齢に応じた、やっぱり1歳でも、完了期をまだ食べている子もいますし、以上児の1歳児でも、発達に応じてまだちょっと本当は1歳児の食事を与えないといけないんですけども、咀嚼力が弱いとかっていうことで、離乳食の完了期を食べてる場合があるとかそういう細かいところを見ていただければ嬉しいかなとは思いますが、それを実際現地に行ってもらわないとわからないかなと思うんですが、行ってくださいっていう言い方になってしまうかもわからないんですけどもそこは本当に、そこがきめ細かい対応を、先ほども事務局の〇〇の方から説明したとおりに、子どもの発達・発育に応じた食事提供されているかというところをポイントで見ていただければ完了期に達してるから、食べてるとか、してるんじゃないかってそこをどう、子どもに応じて丁寧に提供してるかというところを見ていただければ、いいかなっていうふうに思います。

5番委員： もう、乳児期も幼児期ももう全体で、もう、点数をつければいいってことですね。

事務局： そうですね、乳児、幼児ってなった時にはそこが委員さんによればちょっと点数が悩みどころかなと思うんですけども、そうですね乳児さんは、いいかな。でも幼児さんはっていうときに一番ちょっとそこは、やや劣るになるのかそこは委員さんの考え、ちょっと申し訳ないですけども、任せるといふか委員さんの感じる、考えで大丈夫かなと思うんですね。そういう言い方で申し訳ないんですけども。

委員長： 今の〇〇委員の意見にすごく重要だなというふうに思います。乳児と幼児っていうところでの考え方とか保育の仕方っていうようなところについて、総合的に点数をつけるっていうことだと思うんですが。

事務局： 初めにもしそういったことをしていただければ非常にありがたいです。保護者のアンケートとってるんですけど、また違った視点で審査員からこういったところを、

指摘であったり助言であったりというところもしていただけて、それを例えばこども課が取りまとめて法人さんに出させていただくというのは非常にありがたい話で、建設的なことになりますので、してもらえたらありがたい話です。

委員長： では、もしそういった、点数としてはこうだけれども、ここがすごくよかったというところがあれば備考欄であったりとか自由記述の欄を審査表にも加えていただきまして、記入欄を増やしていただくということをご検討いただけますか。

事務局： 承知しました。

委員長： お願いします。どうぞ、〇〇委員、お願いします。

6番委員： はい。施設が建って10年というような話やったと思うんですけども、そろそろ修繕がかさんでくるころかなと思います。市の持ち分割合と、施設が、施設とか指定管理を持つべきものがある程度、わかっておれば今後の財務諸表にも影響してくる部分というのがあるかと思しますので、その切り分けについて教えてください。

事務局： はい。今現在は、公設民営園ということで、橋本市が建物を建てて運営を社会福祉法人が担っている形になるんですけど、建物が橋本市ですので、本来、大規模な修繕というのは、施設の管理が行うべきなんですけども、例えば電球を換えるとか、網戸を換えるとかっていう部分は法人さんにやっていただいております。今の現在の取組なんですけど、ちょっとお金の話になるんですけど、修繕費が20万円を超える場合は、市と運営法人が協議するという形になっております。今までの例を申し上げますと、大体折半してます。ただ20万未満の修繕につきましては、申しわけないですが運営法人さんでやっていただいている状況でございまして、ただ、大規模改修となりますと、例えば災害被災しますと、それは折半の問題ではなくって、管理者の問題かなというふうに考えます。

委員長： 〇〇委員よろしいでしょうか。大規模な修繕が必要な場合は、市がついていう。施設ごとに。

事務局： 行政になってきますのでちょっと言い切れませんが、大規模になってくると、また変わってくると思います。

委員長： 書類審査についてっていうところの審査基準についてというところについては、一旦ここで、次の議題に進みたいなというふうに思っています。

事務局： ではですね。審査資料の説明をさせていただきます。もう先ほどちょっと重複するので、これ、加えて欲しいんですけど、この薄い紫のファイルが、法人さんから出てきました申請書ファイル一式となります。添付書類につきましては、1ページ目に、目録という形で、挙げさせてもらってるんですけども、これは橋本市が募集要項に定めたものをすべて添付していただいております。担当課の方でもチェック済みであります。事業計画であるとか理念というのは、それぞれ法人の個性があるかと思うんですけども、これ、中身はそのまま見ていただいたらという形になるんですけども、やはりですね、注目すべきところなんですけれども、ちょっと前後しますが、⑪のエ、カタカナのエ、これは実際に、現在運営している萬年青友の会が、三石保育園の保護者さんに、お配りしている園のしおりとなります。〇〇委

員はもう何回もご覧なられてるかと思うんですけど、こちらの方を実際に添付させていただいておまして、その次に、今現在の保育士さんの担任の状況をはさんでクラス編成の部分を、0歳から5歳児、給食調理員からパートさんまで、用務員さん、フリーの先生まで、今現在の先生を、載せてもらっております。

その次に、ホームページ、こちらの表紙のところですね、この先生の一覧の次につけさせてもらっておりまして、その次にブロッサムといいまして、カラーの写真の子どもの写真が載ってるんですけども、これはいわゆる、この三石保育園の園開放の名称です。ブロッサムという名称の、園開放、園庭開放なんですけども、こちらの方の実際のチラシ。

その裏面には、令和4年度のスケジュール、実際の保育園の様子を、プレゼンテーションでおそらく映像が出てくるのであるんですけども、こちらの法人さんは、独自で、園の様子を添付書類に、つけてこられました。ですので、各審査員さんには、イメージを先にプレゼンの前に持っていただきたいという部分があったと思うんですけども、こちらの方がこのエの部分が、保護者向け園の内容をわかっていた部分となります。

それからその次のカタカナのオにつきましましては、園日より、現在の三石保育園が保護者さんに、出しております月1の園だよりの8月号を添付されてきました。こちらのものでございまして、それから、警報や地震などの場合、前回台風来ましたが、こういった場合の緊急時の園児の受入れに当たってどうするかということであったり、園児の引渡し、それから、災害であったり、防犯のマニュアル、こちらの方も、園の方で独自で、この資料を添付されて参りました。

その次に、新型コロナウイルスの感染症の対応マニュアルということで、これ各園作るところが多いんですけどもこちらの法人さんの実際の対応マニュアルを添付されてこられました。

こういったところは、保護者さんに、実際に向けるものなのかなと思うんですけども、リアルに添付されてきましたので、添付資料で理念とか、決算とかそういった数字の部分とか、保育、思いとかはあるんですけど、こういった保育の部分をおたよりであったりウェブであったり、しおりであったりというのを、添付されてきましたのでこの部分を、できれば、各審査委員さんに注視して見ていただけたらいいかなというふうに考えております。補足はおそらく次の機会でかなり入ると思いますけども、こちらの部分を見ていただきたいなと思います。

流れに入れますけども、この園の保育目標は、次のカ、カタカナのカのところに、各年齢ごとに示してございます。それに伴いまして詳しい保育計画ですね、これと屏風折りになっておるんですけども、これはどちらかといえば保育士さんの持つてるものですかね。この法人さんの保育の受入れとしましてこういった体制で、全体的な保育計画を持っているという形を、申請書に添付されてきました。これは0歳から5歳児までが添付されております。

こういった中身を重視していただいて、その次に、カタカナのキ、につきまして

は年間指導計画、こちらも0歳児から、5歳児までを添付されてきました。なかなか、保護者であったり審査員の方は、こういった計画は、見られないかなっていう内部的なものなんですけども、法人さんは中身で、各保育士さん職員さんにこういった年間計画を立てているよっていうのを、審査していただきたいということで、添付されて参りました。

それから、カタカナのク、につきましては、1日のいわゆるタイムスケジュールの例となります。こちらの園は開園が朝の7時ですので、早朝保育の方は、7時過ぎに、お子さんは預けに参りますので7時から、保育基本時間含めまして、最大延長は、夕方の18時から19時までの延長保育を含めると、13時間となります。失礼しました7時から7時なんで、12時間となります。こちらのタイムスケジュールの例を付けられておられます。

その次になりますが、カタカナのケ、につきましては、8月分の献立これあくまで予定となっておりますので、若干変更されてるかと思うんですけども、6か月ということで0歳児の献立から、離乳食7か月から8か月の子どもさん向け、9月から11月という形で、特に乳幼児期の場合は、成長によって、刻みであったり、変わってきますので、こういったところをPRされております。後で説明しますけどももし給食を皆様方の中で召し上がっていただけるとい方がいらっしゃったらこういった部分を見ていただきたいかなと感じております。

それからカタカナのコ、につきましては、これはなかなか外には出ません。栄養管理報告書ということで、栄養士さんが、子どもたちのことを思って保健所等に提出するものでございます。

最後にカタカナのサ、につきましては、職員研修の昨年度の実績を上げられました。当然、園を運営するに当たってまして保育士さんの質が伴いますので、社内教育の方もこのように行っているということで、添付されております。

保育の部分になっての説明となりますが、添付資料につきましては以上です。

委員長：           ありがとうございます。この、審査資料の説明についてってということなんですけど、これについてのご質問等は、はい。〇〇委員お願いします。

2番委員：           2番〇〇です。最初に聞くべきことやったかもしれないんですけども、こちら、後程回収ということなんですけど書き込みはOKでしょうか。

事務局：           全然OKです。

委員長：           よろしいでしょうか。〇〇委員お願いします。

6番委員：           ケの献立表で、最初は橋本市立保育園となって途中から橋本市三石保育園となっております。これは市立保育園の共通メニューなのか、その後、その違いは何なのかを教えて欲しいのと、それから職員研修の中では、見たところは子どもさん向けのところですけども、ここで聞く話ではないですけど人権研修とか結構ないんかなってというのは、ちょっと思ったんですけども、いかがですか。

委員長：           はい。お願いします。事務局の方

事務局：           はい。ここの献立表は橋本市内統一献立になっております。途中の名前が変わっ

ていて、三石保育園でなってるところの上に、卵アレルギーなどとなってると思うんですが、統一の分は全部橋本市立になってて、三石保育園ってなってる下に〇〇さんと個人の名前になってると思うんですが、卵アレルギーでも、その園によって、白身はOKですが、黄身がダメとか等なんです。小麦・つなぎはOKですが、ホットケーキなど熱を入れると、OKとかっていうので、三石保育園の〇〇さん、〇〇ちゃんのために作ったものなので、このようになっています。配付を間違わないように、三石保育園の〇〇さんって入ってると思います。

献立のベースをカスタマイズしたっていうふうに思っただけだと思います。研修の方につきましては、今事務局でお答えできませんので、申し訳ありませんが次のプレゼンのときに聞いていただきたいと思います。

委員長： 資料を、23日までに読み込んでいただいて、今、〇〇委員が質問されたような事項を直接質問するっていうことで、お願いできたらなというふうに思います。あとは事前にこういったことも聞いておきたいとかっていうことがありましたら、はい、〇〇委員お願いします。

6番委員： どっかに障がい児の保育事業とかその辺の科目ってありますか。ないんですかね。

事務局： はい。ちょっと探しながらしゃべったりしてはいるんですけども、審査基準の考え方の、5の(2)に、発達支援保育事業というのがあります。そこに申請書の②、事業計画の4の(6)っていうふうに、書かせてもらってるんですけども。実際見てみます、申請書の②、事業計画の、4の(6)ということで、発達支援保育及び発達、特性に応じた保育の考え方というこの部分の、理念、保育の方針を、まずこの活字なんですけども上げさせてもらってるっていうことと、申請書の①のエに職員クラス編成表があります。先ほど見ていたと思うんです。

こちらの部分で、できればなんですけれども、私が見る限り、担任は、国の配置基準以上に配置しているというのが、あるんですけども、実はこの園は、他の園と違まして、3歳から5歳、異年齢保育してるんですよ。おそらくプレゼンで出てくると思うんですけども、こういった中で、できれば加配の先生のあり方であったり、こういった配置をしているかというのを、2回目に聞いていただければありがたいかなと思います。

ここのクラスは3歳だけで運営している園ではないんですよ。〇〇委員はご存知かと思うんですけど3、4、5歳のクラス運営をちょっと他の園と違うところがありますので、こういったところを次のプレゼンで見ていただきたいと思います。

委員長： どういった異年齢保育でどういった方針で実施されているのかということも、お聞きできると、23日の方で質問していただければなというふうにも思います。〇〇委員お願いします。

3番委員： 事故防止の対策について、どこかに詳しく書いてるんですかね。

事務局： はい。これは、申請書の災害対応メールというところなんですけども、とですね、11のカタカナのオなんですけど、ここが、こちらは災害になっておりますので、今

これ見る限りこのこの申請書類では、事故対応マニュアルというか例えば熱中症が起こった時とか、そういった意味ですね子どもがけがされてとかっていうところなんですけど、これついておりませんので、もしよろしければ、先に法人さんの方に申し送りしますとできますが、プレゼンのときに聞いていただいてもと思いますが、もしよかったら、1回目でこういった旨がありましたので、2回目のプレゼンで、この事故防止について、先にお知らせさせてもらいたいと思います。ご指摘あるかもしれませんよということで、させてもらいたいと思います。

3番委員： ありがとうございます。

委員長： はい。あらかじめ、事故防止であったりとか、これまでの中で大きな事故がなかったのか、どうかというようなところについてのご報告みたいなものは、聞いておけたらなというふうには思います。

この法人さんは、たくさん保育所を運営されてるってということなので、これまで、行政指導を受けたりとかっていうようなところもないのかっていうようなところについても、聞いていただければなというふうにも思います。

事務局： 2回目のプレゼンで答えられるように、はい。

委員長： ありがとうございます。はい。〇〇委員お願いします。

6番委員： 昔でいうと、日本体育学校健康センター、事故の補償ですね。これが園から上がってきます。私も担当してて、曖昧な、事故報告。よくわかんないなっていうのがたまに出てくるんです。しっかりとこう見ている保育士は、事故の状況もきっちりとかけてます。でも、何かちょっと自信がないとか見えてないとかっていう時もあります。これは多分今もそういうところあるのかないかはちょっと僕もわかりませんけれども、感覚的な話で結構ですんで、まず、そういう事故はもう起こることは仕方がないんで、けがですね、事故じゃなくてけが、どんな上がってくるのかあるのかどうかっていうところと、きっちりとかけてるのかどうか事故報告書がきっちり書いているのかどうかとそれから報告までの、時間。ですね、結構、隠すんじゃないですけど報告上がっても遅いところが、割と昔はありました、もっと早く言ってほしいっていうところもあったんですけども、その辺、事務局から見てどんな感じでしょうか。

事務局： はい。三石保育園に関しては日本スポーツ振興センターに入ってますので、病院等にかかる場合は、災害報告書をいただいています。先ほど委員が指摘されたように、起きればすぐに連絡くださいということで、紙ベースになると遅くなるので、電話で一本ということで、毎月の園長会では、連絡させていただいています。三石保育園に限り、事故が起きて、病院の通院もあるんですけども、大体1週間以内には提出をいただいています。内容的にここ何年間、事故報告書についても何度か見直しをさせていただいて、なぜ起きたのか、どういう原因が考えられるのかと、そういうのも記入する項目がありますので、それもきっちり記入して提出はしていただいています。

委員長： はい。よろしいでしょうか。はい。〇〇委員お願いします。



2番委員： 2番〇〇です。すいません。3点お聞きしたいことがあります。

まず1点目が、先ほど案内ありました、11のアのところ、三石保育園の定員数など書いているんですが、令和4年4月1日現在で、0歳児7名、1歳児18名で、続いて行って定員オーバーのところと定員割れしてるところがあるんですけども、総人数が定員よりも少ないので、保育士さんの配置を含めて、大丈夫な状態で定員オーバーの0歳児が増えてることなのかなって勝手に解釈したんですが、それで合ってるのかどうかと、2点目が、同じ11番のエのところ、クラス編成表ですね。担任の先生のお名前載っているところなんですけど、園医さんは園医さんというんですかね、そのお医者さん、見てくださるお医者さんはいらっしゃるようなんですけど、在中の看護師さんはいらっしゃらないのかっていうところと、3点目が同じくここで、先ほど、給食の献立の説明ありましたときに、公営では一括の献立表ですよ。でも、アレルギー食は、今保育園、三石保育園って書いてますよってことやったんですが、在中というかこの担当で、栄養士さんがいらっしゃって、卵アレルギーとか小麦アレルギーとかアレルギー食を、管理されてるのか、もしくはもう、園にはもういらっしゃらなくて、その調理員さんのみでされているのか。っていうところをちょっとお聞きしたいです。

事務局： はい。まず1点目と2点目、私の方から答えさせていただきます。これにつきましては〇〇委員のおっしゃられたとおりでございます。6名っていう受入れなんですけど、若干、保育室の方はゆとりある形で作っておりますので、保育士さんを配置して、受け入れているという状況でございます。

それから2点目の、看護師さんにつきましては、おそらく資格を持ってる方を配置していらっしゃらないと思います。

事務局： 献立については、橋本市立の統一献立を使用しています。アレルギーに関しては、献立を立てるのではなくて、定期的に訪問させていただいて、本当にこのとおりにしているのか、乳児に関しても、いろいろ子どもさんの状態も変わってきますし、訪問して確認してるっていう形をとらせていただいています。

委員長： ありがとうございます。この審査資料についてっていうところで、もう少しその23日の前に、こういったことも聞いておきたいなとかっていうことがありましたら、よろしいですかね。では今の議論でも内容について、法人さんに三石保育園さんの方に、事前に説明できるものについては23日に説明していただくということをお願いできたらなというふうに思います。

事務局： はい。かしこまりました。

委員長： それでは、財務状況の分析についてということをお願いいたします。

事務局： はい。それではですねここで財務状況の分析ということで、説明させていただきます。先ほどの、審査基準の考え方の中の、2つ目の、運営力っていうところの(2)番に、法人の財務状況、並びに園運営の収支計画っていうところ、カテゴリーがあります。10点のところなんですけど、先ほどから各委員さんで保育のことで、一緒

に議論いただいているんですけど、実は保育は当然主なんですけども保育士さんとか、実は、保育園を運営するには、保育園のいわゆる、会計運営予算面も大事になってきますので、この10点を絶対抜くことはできないんです。

ところが、資料につけさせてもらってるんですけども、この財務諸表を、なかなか、守秘義務の中で、皆様方の中で採点をお願いしますっていうのは、余りにもちょっとご負担かけすぎますので、この10点のところにつきましては、こども課の方で、あらかじめ分析を行いました。

行ったことを今から説明申し上げますので、ちょっと聞きなれない言葉が出てくるんですけども、感覚だけでもちょっと持っていればありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

まずこの財務状況につきましてはですね、この薄紫のファイルのインデックスの④にですね、めくっていただきますと、令和3年度、計算書類っていうのも見ていただけるかなと思うんですけども。この財務諸表がですね。園の運営には、当然申請も必要なんですけれども、視点は大きく分けて2つあります。

1点目は、申請法人そのものの、財政状況は健全かっていうところ。

それともう1点は、三石保育園の運営は、経営状況は良好かっていうこの2点がまずございます。

この財務諸表、この書類なんですけども、社会福祉法人におきましては、平成24年度から新会計基準というのが適用されておりまして、それに基づいて作成されております。企業や行政で言いますと、決算書っていうのにこれ当たるもんなんです。ここにはですね、令和3年度と2年度の2年分の財務諸表が添付されております。で、諸表の種類なんですけども、資金収支計算書、或いは事業活動計算書、貸借対照表などが財務諸表と呼ばれているものなんですけれども、貸借対照表の附属書類で、財産目録というのがございます。聞き慣れない言葉だと思うんですけども、黄色、薄い黄色の付箋が、横に貼ってあるかと思うんですけども、そのところをちょっと見ていただけますでしょうか。この財務、財産目録というのがですね、これがいわゆる、この園のですね、資産の総括をしている部分となります。ちょっと見なれないと思うんですけども、この部分を、後程見ていただく形にはなるんですけども、ちょっとこれを置いていただいてまた戻っていただきまして申し訳ございません。

財務諸表のですね、2枚目の裏面に、法人の貸借対照表というのがあるかと思えます。計算書類と書いた表紙の2枚めくっていただきましたら、横版で、貸借対照表っていうのがあるかと思えます。まず見ていただけますでしょうか。

ちょっと今から専門用語がよく出てきますのでできるだけ取り上げさせていただきますが、この貸借対照表といいますのは、決算日であります3月31日現在の財政状況を表しています。で、人間で言いますと、これ健康診断書に当たるもんなんです。左の表に所有する総資産、何に使っているのかを表しておりまして、右の表には、それを取得するための財源、どこから調達したのかっていうのを表しています。

さらに右の表には、さらに負債の部というのと、純資産の部というのが見受けられると思います。負債とは、借入金や未払い金、私たちが言うところ、借金やつけ、になります。その下の純資産というのは、返済の必要のない自己財源のことを言います。身近な例で挙げますと、今 2000 万のマンションを所有しておりながら、1500 万円ローンが残っている場合は、正味の資産を 500 万というイメージです。この資産の正味を会計では純資産というふうに呼んでいます。この純資産の割合が高いほど、財務的に安定してると言えます。

法人が安定した運営を続けていく上で、将来に向けた園舎改築での積み立てなど、純資産の数字はとても大切に、なお、この純資産の中にある基本金というのは、社会福祉事業が行うのに、固定資産を取得するために集めた寄付金を表しております。この貸借対照表の内訳明細に当たるのが、資料インデックス④の後ろの 2 ページになります。これが先ほどの、財産目録と呼ばれるものなんです。この内訳が先ほど見ていただいた部分になります。この財産目録は正しい財務状況を把握するために、年度末にすべての資産と負債について、一つ一つ洗い出して、それを明確に表示したものです。公益性の高い社会福祉法人にとっては、この財政状況の透明性を確保するために、この重要な計算書の書類の一つとなっております。

次に、資金収支計算書というのがあります。すみませんが、3 年度の財務諸表の 1 枚目の裏面を見てください。表紙の裏面を見てください。こちらは、この収支資金収支計算書といいますが、一定期間で資金が幾ら増減したかというのを、4 月 1 日から 3 月末までの 1 年間のお金の動きを表したものです。一般家庭で言いますと家計簿に当たるものになります。左上に縦書きで、事業活動による収支と記載されている欄の下のところに、事業活動資金収支差額、(3) = (1) - (2) とありますが、この金額が多いほど経営が安定してると言えます。逆にこの金額が少なければ、設備投資や借入金の返済、将来の積立金の充当が難しくなるというイメージです。

次に、この表の下から 3 行目に、当期資金収支差額合計という欄がございます。(11) = (3) + (6) + (9) - (10) とありますが、ここは、この 1 年間にどれだけ資金を創出したかを表すものです。また、表の一番下にある、当期末支払い資金残高。(11) + (12)。この金額は、期末時点で幾らの資金が残っているのかを表します。ここがマイナスの場合は、短期的な資金繰りに支障をきたす恐れがありまして、財政上好ましくはありません。

次に右のページをお願いします。これは事業活動計算書というものです。この計算書は、一定期間の法人の経営の成績を表します。いわゆる 1 年間の利益を計算するものです。左上に、ちょっと閉じて見にくいんですけども、サービス活動増減の部と記載されておりますその下のところに、サービス活動増減差額、(3) = (1) - (2) とありますが、この金額は本業の保育サービスにおける利益を表します。ここが大きければ、本業の収益性は高いと言えまして、マイナスの場合は、早期に改善が必要となります。それからこのページの下から 7 行目に、当期活動増減差額、(11) = (7) + (10) っていうところがあるんですけども、こちらにつきましては、

1年間の経営成績、企業で言いますと、その年の純利益に相当する欄の数字になります。また、一番下の次期繰越活動増減差額、 $(17) = (13) + (14) + (15) - (16)$ とありますが、これは一般家庭で言いますと、こつこつ働いて貯金をしているというイメージで、社会福祉法人の場合は、法人の活動によって貯められた純資産、先ほどの正味の資産の増減差額の部分となります。財務諸表の見方というのはポイントだけで言いますと以上なんですけれども、これをこども課がまとめさせてもらって分析したのが、資料の、5、A4の横版でちょっと見にくいんですけど資料の⑤。こちらの財務諸表を見まして、分析したのが、この横書きのものになります。ここには3枚あるんですけども、1枚目が、三石保育園そのものの、分析、2枚目が萬年青友の会法人全体の分析、3枚目が同一法人で、別の園があるんですけども、久々知おもと保育園というのが、兵庫県であります。こちらの部分を3園の部分を、ピックアップして分析をしました。審査していただくポイントとしまして、左の2、1、支払い能力というのがあるかと思えます。ここにあります流動比率と言いますのは、1年以内に支払わなければならない負債に対して、1年以内に現金化できる資産がどれだけあるのかというのが示す指標となります。この比率が高いほど支払い能力があることとなります。大阪府を参考にしまして120%以上が、望ましいと審査のところ、三石保育園の場合は500%以上の数字となっております。

ちょっと飛びますが、2番に、設備投資の妥当性というのがございます真ん中付近に、固定長期適合率と言いますのは、自己資本と固定負債の合計に対する固定資産の割合を指します。財務の健全性を判断するための指標の一つで、この比率は低いほど安定性が高いとされています。法人経済はやはり100%を切って欲しいんですけども、三石保育園の場合は、70%前後の数値となっております。

最後に、資本構成の安全性についてですが、自己資本比率とは、法人の総資産に対して、自己資本、自己資本の割合を示す表となります。すなわち、この比率が高いほど、法人経営の安定度が高いということになります。ここでは、総資産の3分の1、33%以上を基準として申請したところ、三石保育の場合は、90%以上示す数値が現れました。

これらを事務局のこども課で事前に審査しましたところ、申請法人の運営に係る財務状況につきましては、三石保育園、法人全体、久々知おもと保育園ともに、すべての指標におきまして、その基準をクリアしていることを伺いました。

また、こども課で、民営保育園の指導監査を行う場合には、健全な財務運営を行っているというふうに、毎年考えておりまして、この結果をこの10点の審査の参考にしていただければと思いますので、ここに報告させていただきます。説明は以上です。

委員長： はい。ありがとうございます。財務状況っていうようなところについての、事務局の方でも、要約してくださった資料も、つけてくださっています。総じて安定的に運営されているという保育園であり法人であるっていうところがこの事務局の分析からは見てとれるのかなあというふうに、思うのですが、いかがでしょうか。

事務局： はい。自分で説明して自分で答えるのもあれなんですけど、開園当初からこの三石保育園は地域性もあって、子どもさんも結構な数預けられてるっていうのもありまして、園の運営につきましては、財務状況につきましては、いわゆる報道されているようなところが伺えません。はい。健全と。

委員長： この資料につきましては、読み込むにも時間がかかる部分も大きいかなあと。いかがでしょう。例えば、すいません。私の方から、このファイルの4番目の、書類の、法人単位に事業活動計算書、の中でのご説明いただいたサービス活動増減差額っていうところへ、前年度決算と当年度決算の差がマイナスに、大きく、前年度と当年度決算っていうところで差が出てきてるっていうところについては、この間に、前年度と、この中で何か法人の中で大きなことがあったのかどうか。っていうところなのか。という、その見方も私もあれなんです。

事務局： はい。正直すいません、今、即答できません。実は指導監査の書類の中身があるんですけど、申し訳ございません。4600万がマイナスなのかっていう根拠はちょっと今説明できません。

委員長： 前年度と当年度決算の差が非常に大きいなというふうに思いましたので何かあったのかなというふうに思いました。いかがでしょうか。

事務局： 今回のプレゼンテーションの前に事務局が5分お時間いただいて、この件を説明させてもらってよろしいでしょうか、させていただきたいと思います。

委員長： 三角がついてると、マイナスなんですよね。それなんです事業運営にはマイナスは、やっぱり出てくるものだっていうふうなところがあるかと思うんですが。はい。よろしいでしょうか。では、また、資料を読み込んでいただき、進めていただきたいと思います。

5番と6番、第2回選定委員会についてと、現地視察についてっていうことで、事務局の方から説明お願いいたします。

事務局： はい。時間が押してますので、急がせてもらいます。10月23日の第2回になるんですけど資料は7ですかね。失礼しました。別紙2でございます。9時30分から開催させていただきたいと思います。委員長さんの開会のご挨拶の後、事務局の方から採点方法につきまして、説明をさせていただいて、10時頃から、法人によるプレゼンテーションを行いたいと思います。この間に、今宿題をもらいました5分間いただきたいと思います。

法人に対しましては、20分間のプレゼンをしていただきまして、各委員様からはその後20分間で質疑応答をしたいなというふうに考えております。時間によっては1社ですので、時間の融通が利かせてもらえるかなと思います。

その後ですね、意見交換を行った後に、11時ごろに採点を行いまして、一旦休憩をとらせていただいた上で、事務局が休憩中に6名の審査員の方の、集計を行います。集計を行った結果を、審査員のお名前を伏せて、6名の一覧を、フィードバックさせていただいてこうと考えております。その時点ではもう法人さんは退席されております。そこで、60点以上の平均点があれば、候補者として、本委員会で決まる

形になります。私たちは、この会場の後ろでタイムキーパーであったり段取りする形になって、このスクリーンを降ろしまして、おそらくこのレイアウトで法人さんが前に座って、映像とか画像とか使ってプレゼンをするイメージを持っていただきます。

その次に、現地視察につきまして説明させていただきます。これ別紙3になります。これはですね、ちょっとこの時期、コロナウイルスのことがありますので、強く言えないところがあるんですけども、過去に別の審査を行っているときに、給食の審査をするときに、実際、私たちがそこの園の給食を、食べないと採点できないっていう意見が実はあったんです。そこからあって、これはもうお仕事されてる方とか、お金もかかります。時間のこともありますので、決して私たちから絶対お願いしますってことはできないんですけども、もしですねこの4日間の中で、朝の10時半から12時まで給食を含めて、現地の給食を例えば職員室で一緒に食べてもらったり、保育を見ていただける方がいらっしゃいましたら、お知らせということで、職員が同行しますので、アポを取らせていただきたいと考えております。

まことに恐れ入りますが、初日の10月3日の月曜日が近いですので、お返事は、9月30日の金曜日までに、そのあとは、ちょっと遅れてもいけるかと思うんですけど給食の都合もありますので、300円だけご負担いただきたいんですけども、もし召し上がっていただき、給食と一緒に食べていただいて、審査に反映していただければ、調整させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長： はい。ありがとうございます。あの、委員の皆さんの中でも、もしよろしければ現地視察っていうことも考えて、審査に生かしていただければなというふうに思います。では、議事については以上になりますがその他、何か、事務局の方から、ありますでしょうか。

事務局： 委員長どうもありがとうございました。また皆さん長時間にわたりご審議ありがとうございました。

8番のその他ですけれども、皆様に事前に送付させていただいております口座振替依頼書、マイナンバーと本人確認の写しを持ってきていただいている方は、まだ提出していただけていない方はこの後、また回収しますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

本日の資料の別紙に、次のプレゼンテーションの案内の文書に変えさせていただきます。ですので、もう10月23日にお集まりくださいっていう文書もちょっと割愛させていただいて、この流れで生かしていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

委員長： 活発な議論ができたのではないかなというふうに思います。では引き続き10月の23日ってところでこの選定委員会がありますので、よろしく願いいたします。では、私の方、はい。議長の役目終わらしていただきましたご協力ありがとうございました。

事務局： どうもありがとうございました。そしたら、全体を通してなのですが、事務局の

方に何かございましたら、お聞かせいただきたいと思いますがいかがでしょうか。ありがとうございます。そして次回の審議まで時間がございますので、各自資料、書類をお持ち帰りいただき、調査や検討をいただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

再度になりますが、次回は10月23日、日曜日、午前9時30分からとなります。会場はこちら、同じ場所になりまして保健福祉センター1階集団指導室になりますので、どうぞよろしくをお願いします。それではこれもちまして本日第1回の選定委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員